

消費者向け製品製造工場等建設奨励金について

岡崎市では、新たに土地を取得し、消費者向け製品(BtoC 製品)を製造する工場等を新増設する事業者の皆様に奨励金を交付いたします。

交付要件等

対象分野	消費者向け製品製造業(BtoC 製造業) 消費者向け製品(BtoC 製品)...主として一般消費者の生活の用に供される製品のうち、消費生活用製品安全法(昭和48年法律第31号)別表に掲げるものを除くもの	
対象地域	市内全域	
投資規模	大企業:投資規模25億円以上 中小企業:投資規模5億円以上	
雇用規模	大企業:新規雇用20人以上 中小企業:新規雇用5人以上	
その他要件	・20,000㎡以上の土地を取得し工場等を新増設すること。 ・認定申請の認定を受けた日の属する事業年度の前事業年度の決算において、消費者向け製品の売上高が100億円以上であること。 ・工場等の新増設に伴う市への歳入貢献が年5億円以上であること。	
奨励措置	当該工場等の建設に係る固定資産取得費用を5で除した額に以下の補助率を乗じた額	
	交付申請をした日の属する事業年度の前事業年度における消費者向け製品出荷額割合	補助率
	50%未満	0
	50%以上70%未満	10%
	70%以上80%未満	20%
	80%以上90%未満	30%
	90%以上	40%
補助対象工場における消費者向け製品の出荷額割合により補助割合が変動します。		
交付上限額	25億円(5年間の分割交付)	

(注意事項)

- その他奨励金との併用はできません。
- 本奨励金の交付を受けるものは、新工場等の操業等を開始した日から起算して10年を経過する日までの間、認定申請時の建設計画で定めた事業を行う必要があります。
- 本奨励金の補助対象となる固定資産については、以下の期間を経過するまでの間、本奨励金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供することができません。

【土地・家屋】最初の交付を受けた日から10年を経過するまでの間

【償却資産】最初の交付を受けた日から5年を経過するまでの間

交付開始後、毎年度現地訪問又は書面にて調査を行います。

認定申請から交付までの流れ

